

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月2日提出

日立市長 小川 春 樹

(提案説明)

国民健康保険法施行令等の改正に伴い、保険料の賦課方式及び賦課限度額を改めるため、本条例を制定するものであります。

日立市国民健康保険条例の一部を改正する条例

日立市国民健康保険条例（昭和34年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の3中「第21条」の次に「又は第21条の3」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第9条中「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額」を削る。

第12条第1項第1号中「100分の50」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の25」を「100分の45」に改め、同項第3号を削る。

第13条中「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）」を削る。

第16条の2を削る。

第17条中「63万円」を「65万円」に改める。

第17条の2中「第21条」の次に「又は第21条の3」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第17条の3中「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）の合計額」を削る。

第17条の6第1項第1号中「100分の50」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の25」を「100分の45」に改め、同項第3号を削る。

第17条の7中「並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）」を削る。

第17条の11を次のように改める。

第17条の11 削除

第17条の12中「19万円」を「20万円」に改める。

第17条の17第1項第1号中「100分の50」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の45」に改める。

第20条第1項中「（被保険者数が増加若しくは減少した場合（特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。）又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。）」を削る。

第21条の見出しを「（低所得者の保険料の減額）」に改め、同条第1項中「63万円」を「65万円」に改め、同項第1号中「アに掲げる額」を「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分

の7を乗じて得た額」に改め、「とイに掲げる額とを合算した額」を削り、同号ア及びイを削り、同項第2号中「アに掲げる額」を「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額」に改め、「とイに掲げる額とを合算した額」を削り、同号ア及びイを削り、同項第3号中「アに掲げる額」を「当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額」に改め、「とイに掲げる額とを合算した額」を削り、同号ア及びイを削り、同条第2項中「ア及びイ」を削り、同条第3項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改め、同条第4項中「63万円」を「65万円」に改める。

第21条の2の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第21条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額とする（第4項に掲げる場合を除く。）。

2 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用す

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第17条の6又は第17条の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第17条の6第2項」と、第2項中「第12条第3項」とあるのは「第17条の6第3項」と読み替えるものとする。

4 当該年度において、第21条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第12条又は第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号に掲げる割合を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数を切り捨てた額とする。）を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額（第12条第2項の規定により端数を切り捨てた額とする。）

5 第12条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条又は第16条」とあるのは「第17条の6又は第17条の10」と、「第12条第2項」とあるのは「第17条の6第2項」と、第5項中「第12条第3項」とあるのは

「第 17 条の 6 第 3 項」と読み替えるものとする。

第 28 条第 2 項中「の 7 日前」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長は、これにより難い事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日立市国民健康保険条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 3 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。